

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県から転入された方へ

世帯 100 万円、単身 60 万円 ※起業の場合最大 300 万円

移住支援金を申請される方は

政策推進課にご相談ください。

政策推進課：電話 0175-72-2111（内線 353）

移住支援金の申請を予定されている方や対象になるか
ご不明な方は、お気軽にご相談ください。



移住支援金の対象

次の①②いずれにも該当する方が対象となります。

① 次のいずれかの方

- ・ 直近5年以上、**東京23区**に在住していた方
- ・ 直近5年以上、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県に在住し、かつ、**東京23区**に通勤していた方
- ・ ただし、以下の条件不利地域は除く。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

② 移住支援事業を実施する都道府県が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人**に新規就業**した方または青森県の事業による**起業支援金の交付決定**を受けた方

移住支援金の詳細は青森県のHPでもご案内しております。

▶ <https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/ijyuusiennkinn.html>



移住支援金に関するお問合せ先・連絡先はこちら ▶ **六ヶ所村政策推進課**

六ヶ所村役場 3階

電話番号 0175-72-2111(内線 353)